

② 冬季の水道管の凍結にご注意ください

12月から2月下旬頃までは、水道管や蛇口の凍結が起きます。長期間外出される方は、メーターボックス内のバルブを閉めてお出かけください。

凍結防止の対応例

①メーター脇のバルブをしめましょう。バルブをしっかり閉め切ると、水道管から水を抜いて凍結を防止することができます。

※水抜き機能が付いていないものもありますので、ご注意ください。

②保温材（発泡スチロール等）をビニール袋に入れるなどして、メーターボックス内のメーターを覆うようにしましょう。 ※検針はできるようにしてください。

漏水の確認方法

漏水を見つけるためには、家庭内の蛇口等をすべて閉めて、水道メーター〔下図参照〕を確認することをお勧めします。

蛇口を閉めても、この部分（パイロット）が回っている場合は漏水です。



※漏水を発見したときは、笠間市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

なお、修理費用は自己負担となります。

問 上下水道お客さまセンター TEL 0296-87-2231（内線 71232）

③ 要介護（要支援）認定を受けている方は税控除が受けられる場合があります

納税者本人または扶養親族の方が所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障がい者と同程度であると福祉事務局長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、障害者控除対象者認定証が必要になりますので、認定証が必要な方は申請して事前にご用意ください。

対象 65歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方

※主治医意見書で心身の状態を確認します。

必要なもの 対象者の印鑑

申請方法 窓口へ直接お申し込みください。

申請期限 12月28日（金）

申請場所 高齢福祉課、各支所福祉課

※期限後も申請を受け付けますが、確定申告に間に合わない恐れがありますのでご注意ください。

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。

申・問 高齢福祉課（内線171）、笠間支所福祉課（内線72133）、岩間支所福祉課（内線73172）

税の控除：税務課（内線113）